

36協定集中講座

～ 時間外労働の上限を罰則付きで規制 ～

残業時間の上限は、月 45 時間、かつ、年 360 時間が原則です。特例による場合でも、できる限りこの水準に近づける努力が求められ、新たな指針に基づく助言・指導が行われます。

労働基準監督署に 36 協定書を提出するに当たり留意すべき事項を、ベテラン講師が分かりやすく解説します。

日時	令和 4 年 3 月 2 日(水) 13:30～15:30
場所	オンライン(PC やタブレット等の端末と④インターネット環境が必要です) Zoom を利用して配信します
内容	<p>■ ■ 主な解説予定テーマ ■ ■</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 労働時間とはどこまでをいうか〈手持ち時間は労働時間になるか〉?◆ ガイドラインに基づく労働時間の適正な把握とは〈自己申告制は認められる〉?◆ 労働時間の状況把握とは〈管理職も時間管理が必要か〉?◆ 法定労働時間と 2 暦日にわたる労働時間の考え方は?◆ 法定休日は特定しておくべきか?◆ 在宅勤務の際の労働時間をどうする?◆ 副業・兼業における労働時間の取扱いポイントは?◆ 36 協定の効果は?◆ 時間外労働上限規制は?◆ 特別条項の留意点とは?◆ 36 協定届の作り方のポイントとは?◆ 36 協定の届出単位〈企業単位ではなく事業場単位〉◆ 過半数代表者の選任方法は?
講師	小磯優子氏 (OURS 小磯社会保険労務士法人代表・特定社会保険労務士)
受講料	資料代・消費税込み 会員 4,000 円 会員以外 6,000 円 下記口座に 2 月 23 日(水)までに銀行振込にてお願いいたします。 振込用紙に講習会名を必ずご記入下さい ・金融名 ゆうちょ銀行 ・口座番号 00120-5-456953 ・口座名称 一般社団法人大田労働基準協会 ※ネットバンキング等からの振込は下記をご指定ください ・金融名 ゆうちょ銀行 ・店名 〇ー九(ゼロイチキュウ) ・貯金種目 当座 ・口座番号 0456953 ・口座名称 一般社団法人大田労働基準協会 お申込み後の取り消しは 2 月 23 日(水)までにお願いいたします。それ以降の取消しについては受講料を賜りますのでご了承ください。
申込方法	【定員 100 名】 裏面申込票にご記入のうえ、大田労働基準協会 FAX (03-3738-0128) でお申し込みください。 受講番号を付して、FAX にて返送いたします。
その他	この講習は渋谷、三田、大田、品川、新宿、池袋、向島労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は渋谷労働基準協会です。上記 7 協会の会員は会員価格です。

36 協定集中講座 申込書 兼 受講票

令和4年3月2日(水) 13:30~15:30

会員の別	○を付けてください。 大田・三田・品川・渋谷・新宿・池袋・向島・会員以外		
事業場名		TEL	
		FAX	
所在地	〒		
連絡担当者	部署	氏名	
受講者	氏名	受講番号	
	メールアドレス(分かりやすく記入ください)		
受講者	氏名	受講番号	
	メールアドレス(分かりやすく記入ください)		

FAX 番号 : 03-3738-0128

一般社団法人 大田労働基準協会

注 : ◆新型コロナウイルス感染拡大の影響及び感染防止の観点から、やむを得ず配信方法の変更や急遽配信を中止する場合があります。

◆参加 URL・セミナーの資料は、2月28日(月)までにお送りいたします。

◆個人情報は、本研修のため以外に使用することはありません。